省　令

○総務省令第八十七号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十七日　　総務大臣　川端　達夫

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ヲ中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

別紙様式第五を次のように改める。

別紙様式第五（第５条関係）

有線電気通信設備廃止届

年　　月　　日

総務大臣　殿

届出者　郵便番号
住　　所

（ふりがな）
氏　　名
（共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。）

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第５条の規定に基づき、届け出ます。

記

1　廃止年月日　　年　　月　　日
2　廃止に係る設備の届出年月日　　年　　月　　日
（番号　　）
3　設備の設置場所

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。